

航空連合 21-020 号
2020 年 5 月 20 日

立 憲 民 主 党
代表 枝野 幸男 様

航 空 連 合
会 長 大 貴 島



要 請 書

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大と国内外での移動制限により、国際線、国内線ともに航空需要が急激に減退し、産業全体で経験したことのない規模の減収に見舞われています。そのような中、機材費、人件費などの固定費を支払い続けるためのキャッシュフローを確保できなければ事業を継続することができず、航空関連産業は、まさに存続にかかる未曾有の危機に直面しています。

4月7日に閣議決定された緊急経済対策によって、航空関連産業への支援策がとりまとめられましたが、その後もコロナウイルス収束のめどは立っておらず、長期化による産業への影響は一層悪化することが懸念されます。

私たちは、公共交通機関の使命として、引き続き航空輸送の維持と感染拡大の防止に努めるとともに、自助努力を継続しますが、産業の基盤である雇用を守り抜くため、航空関連産業に働く者の立場から、以下の事項を要請します。

1. 雇用調整助成金の対象企業と上限額の拡大による航空産業の雇用確保

航空関連産業は、ここ数年続けてきた訪日需要の急増への対応や、国内外の人流、物流を支えるため、積極的に人材確保を進めてきましたが、現在は急激な需要の減退により、業務量が著しく減少しています。労働集約型である航空関連産業において、雇用の維持を大前提として手元資金を確保するためには、多くの事業者が一時帰休を導入せざるを得ません。

緊急経済対策の一環として、雇用調整助成金の特例措置が示され、内容が拡充されました。今後の影響の長期化を見据え、さらなる制度の拡充を求めます。具体的には、産業全体で雇用を維持しサプライチェーンを守るために、企業の規模によらず、影響を大きく受けた産業に適用する必要があり、航空関連産業もその対象とすべきです。加えて国費の投入による財源の確保などを検討し、一日当たりの上限額の見直しを求める。

2. 諸外国に劣後しない公租公課の減免と資金繰り支援による産業の存続

政府の緊急経済対策において、着陸料、駐機料などの空港使用料と航空機燃料税を含む国税・地方税の支払いが一定期間猶予されましたが、猶予期間終了後には当月分に加えて猶予分の支払いが生じるため、経済対策として十分とは言えません。諸外国では空港使用料の支払いを減免している国も多いことなどをふまえ、公租公課の減免を求めます。特に、国税の減免にあたっては、本邦航空会社の支援を最優先とすべく、実質的に本邦航空会社のみが負担をしている航空機燃料税の減免を求めます。

また、諸外国では公共性が高く、国益に直結する航空産業に対して、積極的な経済支援策が講じられ、相当規模の補助金や融資枠が設定されています。我が国の緊急経済対策においても緊急融資が示されていますが、需要回復までの期間が長期化することに備え、十分な融資枠を確保するよう、さらなる経済的支援を求めます。

以上